



# 労使交渉・労使会議はカルテルではない 現場の声が国のよくなる事例集に反映

皆さん、ご安全に！参議院議員の村田享子です。労使交渉、労使会議が独占禁止法上の不当な取引制限(以下カルテル)に当たるのかについて確認して欲しいという依頼が、JAMの皆さんからありました。これを踏まえて、6/13の参議院経済産業委員会で質問を行いました。

## 6/13 労使交渉・労使会議はカルテルに当たらない

今回の質問を踏まえて、公正取引委員会のQ&AにJAMの意見が反映されました！



よくある質問コーナー(独占禁止法)NO.21

[https://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html)

質問項目	村田議員の質問	回答者	回答
労使会議は、カルテルではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労務費の価格転嫁に関連して、業種別の労使会議が、カルテルとみなされるのではないかとの懸念の声がある。</li> <li>● 具体的には、労働組合の要求を受け入れた結果として、製品価格の引き上げ額が他社と一致してしまった場合、カルテルに該当するのではないか。</li> <li>● 業種別の労使会議で、使用者側が集まることが、独占禁止法上のカルテルに該当するのではないか。との懸念があるので、公正取引委員会の見解を教えてください。</li> <li>● 業種別の労使会議の前後に、使用者側のみが集まって会議を開く場合がある。こうした会議を開くことが、カルテルに当たらないという理解で問題ないか。</li> </ul>	片桐一幸 公正取引委員会 政府参考人	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労使交渉の結果を踏まえて各社が自社の製品価格を引き上げることは、他の事業者と共同して相互に事業活動を拘束したものでなければ、<u>独占禁止法上のカルテルではない</u>。</li> <li>● 業種別の労使会議において、使用者が一堂を会したとしても、そのみで<u>独占禁止法上のカルテル</u>にはならない。</li> <li>● 労使交渉に際して、独占禁止法上の懸念を持つ事業者がいる場合は、直接公正取引委員会に相談して欲しい。</li> <li>● <u>労使交渉のために、使用者側が集まったことだけで独占禁止法上のカルテルとはならない</u>。</li> </ul>
カルテルとは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業種別の労使会議の前後に開かれる使用者側のみが集まる会議において、賃上げに関する議論だけではなく、労務費の価格転嫁に関する交渉を同席する取引先と行う。</li> <li>● あるいは、製品価格に関する議論も行われた場合は、カルテルに該当するのか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数の事業者が集まり、賃金に関する労使交渉の範囲を超えて、各社の製品価格の引き上げ等に関する話し合いが行われた場合、取引分野における競争を自主的に制限する場合、<u>独占禁止法上のカルテルに該当する</u>。</li> </ul>
公正取引委員会は周知を！	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃上げには労使交渉が必要不可欠であり、カルテルに当たることを恐れて、労使交渉の場がなくなることを危惧する。</li> <li>● 製品価格の引き上げに関する話をせずに労使交渉するのであれば、カルテルに当たらない旨を、公正取引委員会には是非周知をして欲しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本日の内容を踏まえて、労使交渉をめぐる独占禁止法上の考え方に関する周知を行い、<u>引き続き適切な価格転嫁を後押しする</u>。</li> </ul>
質問動画の二次元コード 村田きょうこチャンネル(YouTube) 6月13日 経済産業委員会で質疑を行いました！ (「労使会議とカルテル」「リスキング支援」)			